

令和5年度UR賃貸住宅団地内の
シェアサイクル事業運営者募集要領

募集要領配布期間 令和5年9月29日（金）から令和5年10月10日（火）まで
申込受付期間 令和5年10月18日（水）から令和5年10月23日（月）まで

令和5年9月

独立行政法人都市再生機構 中部支社

住宅経営部収納管財課

〒460-8484

愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル7階

電話 052-968-3136

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構

— 目 次 —

	ページ
募集から設置場所引渡しまでの流れ（スケジュール）	P.2
はじめに	P.3
1 主な設置条件及び設置場所等	P.3
2 申込資格	P.3
3 質問事項の受付	P.4
4 申込方法等	P.5
5 申込資格の確認	P.7
6 入札の日程（入札及び開札の日時、場所等）	P.8
7 入札方法等	P.8
8 入札の辞退	P.8
9 公正な入札の確保	P.8
10 入札の取りやめ等	P.9
11 入札の無効	P.9
12 落札者の決定	P.9
13 入札結果の公開	P.10
14 契約の締結等	P.10
15 賃貸料の支払方法等	P.10
16 シェアサイクルポート設置場所の引渡し等	P.10
17 その他留意事項	P.11
別紙1 募集対象物件一覧	
別紙2 シェアサイクルポートの設置場所に係る賃貸借契約書	
別紙3 シェアサイクル事業の運営に係る仕様書	

●様式集

様式1	質問書
様式2	申込書
様式3-1	委任状
様式3-2	使用印鑑届
様式3-3	復代理人委任状
様式3別添	参考：委任状等に関する補記
様式4	入札書
様式4別添	参考：入札書提出用封筒記載例
様式5	入札辞退届

募集から設置場所引渡しまでの流れ(スケジュール)

この表は、入札の概略の流れを説明したものです。入札に当たっては、募集要領及びシェアサイクルポートの設置場所に係る賃貸借契約書等を熟読してください。

公告開始日	令和5年9月29日(金)
募集要領等配布期間	令和5年9月29日(金)から令和5年10月10日(火)まで
質問書提出期間	令和5年9月29日(金)から令和5年10月10日(火)まで
申込書の受付期間	令和5年10月18日(水)から令和5年10月23日(月)まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く。



資格確認結果通知

令和5年11月10日(金)までに通知
申込書をもとに申込資格の確認を行い、資格の有無について結果を文書で通知します。



入札及び開札

令和5年11月15日(水)



契約締結

令和5年12月1日(金)に締結予定



設置場所の引渡し

令和5年12月1日(金)

なお、シェアサイクルポート設置は原則として令和5年12月31日(日)までに完了してください。

はじめに

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」といいます。）が管理する賃貸住宅（以下、「UR賃貸住宅」といいます。）の敷地において、居住者の利便に供するためにシェアサイクルポートを設置し、シェアサイクルポートの管理・運営を行うための設置場所を賃貸します。本件におけるシェアサイクルとは、一定のエリア内に複数配置された自転車の貸出・返却拠点であるシェアサイクルポートにおいて、自転車を自由に貸出・返却できる交通手段を指します。

申込みされる方は、次の各事項を御承知の上、お申し込みください。

1 主な設置条件及び設置場所等の概要

設置期間	令和5年12月1日（金）から令和10年11月30日（木）まで
設置場所	別紙「募集対象物件一覧」のとおり。 ※別紙に記載されている団地一括での申込、入札及び契約となります。 ※設置場所の概要は、参考資料1「令和5年度UR賃貸住宅団地内でのシェアサイクル事業運営者の募集 募集対象物件一覧」をご確認ください。 ※現地確認等については、申込者が責任をもって行うようにしてください。
賃貸条件	別紙2「シェアサイクルポート設置場所に係る賃貸借契約書」及び別紙3「シェアサイクル事業の運営に係る仕様書」のとおり 設置場所に設置可能なものは、原則として、自転車、自転車ラック及び看板のみとします。
参考賃貸料	月額23,400円（税抜き）

2 申込資格

以下の(1)から(10)までの要件を満たす個人及び法人が申込資格を持つものとします。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人が入札する場合は、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けていない者、かつ、会社法（平成17年法律第86号）による特別清算を行っていない者であること。（既に会社更生法に基づく再生計画の認可を受けている者又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者を除く。）
- (3) 個人が入札する場合は、成年被後見人若しくは被保佐人でないこと又は破産者であった者は、既に復権を得ていること。
- (4) 申込受付期間の最終日（令和5年10月23日（月））から起算して2年前の日以降において次に掲げる者のいずれにも該当していないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とします。

- ① 機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 機構が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 機構と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 機構の監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - ⑤ 機構との契約において正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤までに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 不法な行為を行い、又は行う恐れのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、事業者として機構が適当でないと認める者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
 ※詳細は、当機構ホームページ「<http://www.ur-net.go.jp/>」内の次の箇所をご参照ください。
 トップページ → 入札・契約情報 → 入札心得・契約関係規程 → 入札関連様式及び標準契約書等 → 標準契約書等について → 別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者
- (7) 名古屋市でのシェアサイクルの運営について、申込受付期間の最終日（令和5年10月23日(月)）から起算して過去3年以上の実績があること。
- (8) 事業の実施に必要な資力、信用を有していること。
- (9) 機構に支払う賃貸料等の支払い見込みが確実であること。
- (10) 契約の締結に際し、機構が「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」に準じて行う本人確認に応じることができること。（これにより取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがあります。）

3 質問事項の受付

- (1) この募集要領等に関する質問がある場合は、次に従い書面により持参にて提出してください。下記①提出期間内の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）受付けますので、あらかじめ来社日時を下記②提出場所に記載の担当に連絡の上、来社ください
- ① 提出期間
令和5年9月29日（金）から令和5年10月10日（火）まで
 - ② 提出場所
愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル7階

独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部収納管財課

担当：山田 電話：052-968-3136

③ 提出方法

質問書（様式1）を持参により提出するものとし、口頭、郵送、電話、FAX、メールによるものは受け付けません。なお、返信用の封筒として、長3サイズの封筒に返送先を記入の上、84円分の切手を貼付したものを提出してください。

(2) (1)の質問に対する回答は、原則として、書面により質問者に郵送するほか、閲覧に供すべき質疑事項については、次のとおり閲覧に供します。

① 閲覧期間等

閲覧期間：令和5年10月16日（月）から令和5年10月23日（月）まで

閲覧時間：午前10時から午後5時まで

② 掲示場所

愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル7階

独立行政法人都市再生機構中部支社 受付前掲示板

4 申込方法等

(1) 申込受付期間等

申込受付期間：令和5年10月18日（水）から令和5年10月23日（月）まで

申込受付時間：午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

申込受付場所：愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル7階

独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部収納管財課

担当：山田 電話：052-968-3136

注1）あらかじめ来社日時を申込受付場所に記載の担当まで連絡の上、来社してください。

注2）提出書類に不備があった場合、受付することができません。ただし、上記受付期間内の受付時間内であれば、申込書及び申込みに必要な書類を機構に再提出することができます。

(2) 申込方法

申込書（様式2）に必要事項を記入し、下記提出書類を添えて、(1)の申込受付期間に(1)の申込受付場所へ持参にてお申込ください。持参以外（FAX等）でのお申込みは受け付けしません。

〈 提出書類 〉

■ 法人の場合

① 申込書（様式2）

② 登記事項全部証明書（発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）

③ 代表者の印鑑証明書（発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）

④ 申込日の直前2か年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書。
または、直前2か年分の貸借対照表、活動計算書及び財産目録。

※以下のいずれかに該当する場合は添付を省略することができます。

(イ) 東証プライム市場・スタンダード市場、及び名証プレミアム市場・メイン市場の上場会社（ただし、本募集開始日（令和5年9月29日（金）。以下同じ。）時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。）。

(ロ) 東証プライム市場及び名証プレミアム市場上場会社の連結対象50%を超える出資子会社（ただし、その親会社が本募集開始時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。）。

⑤ 納税証明書「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のないことの証明用、発効日が申込み受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）

⑥ 名古屋市でのシェアサイクルポート設置運営事業実績（令和2年度分から令和4年度分まで）

※様式は任意です。ただし、各年度末におけるシェアサイクルポートの設置箇所数及びシェアサイクル事業の内容が分かるものとしてください。

⑦ 委任状（又は使用印鑑届・復代理委任状）（様式3-1・3-2・3-3）

代表権を持たない社員が申込提出書類を持参される場合には、「委任状」の提出が必要となりますので、「委任状」に必要事項を記入・押印（実印及び代理人の使用印）してください。代表権を持つ者が申込提出書類を持参される場合は不要です。

⑧ 返信用封筒

資格確認結果通知書（下記5（1）②に記載の書面）を郵送するための封筒です。
長3サイズの封筒に返送先を記入し、404円分の切手を貼付してください。

■個人の場合

① 申込書（様式2）

② 印鑑証明書（発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）

③ 住民票（発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）

④ 直近の給与支払等証明書、源泉徴収票若しくは住民税決定証明書又は納税証明書（その2（所得金額の証明））及び確定申告の写し

⑤ 納税証明書「その3の2」（申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税について未納税額がないことの証明用、発効日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）

⑥ 名古屋市でのシェアサイクルポート設置運営事業実績（令和2年度分から令和4年

度分まで)

※様式は任意です。ただし、各年度末におけるシェアサイクルポートの設置箇所数及びシェアサイクル事業の内容が分かるものとしてください。

⑦ 委任状（又は使用印鑑届・復代理委任状）（様式3-1・3-2・3-3）

代理人が申込提出書類を持参される場合には、「委任状」の提出が必要となりますので、「委任状」に必要事項を記入・押印（実印及び代理人の使用印）してください。

⑧ 返信用封筒

資格確認結果通知書（下記5（1）③に記載の書面）を郵送するための封筒です。長3サイズの封筒に返送先を記入し、404円分の切手を貼付してください。

5 申込資格の確認

(1) 申込資格の確認

- ① 申込書の内容をもとに申込資格の確認を行い、確認の結果を各申込者に通知します。なお、資格確認の過程で、提出書類の内容について説明を求め、又は提出書類の追加を求める場合があります。
- ② 資格確認結果は令和5年11月10日（金）までに各申込者に書面により通知します。
- ③ 資格確認において資格を有すると認められた申込者（以下「入札参加者」といいます。）による競争入札を行います。
- ④ 申込みに際して、提出された書類等は、理由の如何にかかわらず、返却しません。ただし、入札参加者として選定されなかった場合には、返却します。
- ⑤ 提出書類の作成及び申込み等に必要な費用は、申込者の負担とします。（当機構は一切負担しません。）

(2) 申込みの無効

- ① 2に記載する申込みに必要な資格のない者が申込みを行ったとき。
- ② 申込提出書類に不備又は虚偽の記載があったとき。
- ③ 所定の申込提出書類以外の様式を使用して申込みを行ったとき。
- ④ 委任状等を提出しない代理人が申込みを行ったとき。
- ⑤ 申込提出書類の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- ⑥ 申込提出書類に申込者（代理人を含む。）の所定の記名押印がないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）若しくは印影が判然としないとき。
- ⑦ 明らかに連合によると認められるとき。
- ⑧ ①～⑦に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は申込みに関する必要な条件を具備していないとき。

6 入札の日程（入札及び開札の日時、場所等）

(1) 日時 令和 5 年 11 月 15 日（水） 午前 10 時開始

(2) 場所 愛知県名古屋市中区錦三丁目 5 番 27 号 錦中央ビル
独立行政法人都市再生機構中部支社 6 階 入札室

注 1) 入札室への入場は入札開始時間の 5 分前から行います。

注 2) 入札室への入場は、1 入札参加者 1 名とし、入札参加者以外の方は、入札室への入場はできません。

7 入札方法等

(1) 資格確認を通過した入札参加者は、「入札書」（様式 4）の用紙に必要事項を記入・押印（実印又は代理人の使用印）の上、入札書提出用封筒（様式 4 別添「参考：入札書提出用封筒記載例」を参考に作成してください。）に「入札書」のみを入れて封をして割印（実印又は代理人の使用印）したものを上記 6（入札及び開札の日時、場所等）にて指定された期日及び場所に直接持参してください。

(2) 入札書には、月額賃貸料（税抜き）を記載してください。なお、100 円未満は切り捨てます。

(3) 入札書を提出後、入札を取り消すことや入札書の記載内容の変更はできません。

(4) 入札書の提出は、入札参加者本人又は入札参加者の代理人（上記 4 (2) において委任状で届けている者）とし、それ以外の者が入札書を提出する場合は、別途委任状を提出してください。

(5) 入札参加者又は代理人が本人であるかどうかを確認しますので、運転免許証等の顔写真付きの本人確認ができるものを持参してください。

(6) 入札参加者又は入札参加者の代理人は同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

8 入札の辞退

(1) 入札参加者は、入札書提出前であれば、入札を辞退することができます。

(2) 入札参加者は、(1)により入札を辞退するときは、入札辞退届（様式 5）に記名、押印の上、上記 4 (1)の申込受付場所に直接持参してください。

9 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札賃貸料又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に賃貸料を定めなければなりません。

- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札賃貸料を意図的に開示してはなりません。

10 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

11 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、それ以外の入札を有効とします。

- ① 上記2の申込資格のない者が入札を行ったとき。
- ② 所定の入札書以外の用紙を使用して入札を行ったとき。
- ③ 委任状を提出しない代理人が入札を行ったとき。
- ④ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- ⑤ 入札賃貸料の記載を訂正したとき。
- ⑥ 入札書に入札参加者（代理人を含む。）の所定の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）若しくは印影が判然としないとき。
- ⑦ 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき。
- ⑧ 明らかに連合によると認められるとき。
- ⑨ ①～⑧に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を満たしていないとき。

12 落札者の決定

- (1) 入札書提出完了後、即時により開札を行うものとします。
- (2) 開札の結果、有効な入札を行った者の中で機構があらかじめ定めた予定価格以上で最も高い賃貸料で入札した者を落札者とします。
- (3) 落札となるべき同額の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、当該入札参加者によるくじ引きで落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない当機構職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。
- (4) 落札者氏名、落札賃貸料は、開札の場で読み上げます。なお、落札者がいない場合は、最高入札賃貸料のみを読み上げます。
- (5) 機構の予定価格は公表しません。
- (6) 落札者の決定後、契約締結までの間に落札者の辞退又は入札の無効が判明した場合は、当該落札者を失格とし、入札賃貸料が予定価格以上の第二順位の者に賃借希望の有無を照会し、希望した場合には第二順位の者を新たな落札者とします。なお、第二順位

の者に賃借の希望がない場合又は第二順位の者が新たな落札者となった場合で契約締結までの間に辞退又は入札の無効が判明した場合、入札賃貸料が第三順位以降の者を対象に同様の手続きを行うこととします。

- (7) 第二順位以降の者への通知は、落札者の辞退または入札の無効による失格が確定するまで行いません。また、落札者及び第二順位以降の者についての問合せには対応しません。

13 入札結果の公開

入札結果（件名、落札者住所（特別区又は市町村まで表記）、落札者氏名（個人の場合は「個人」と表記）、落札賃貸料及び応札者数）については、次のとおり閲覧に供します。なお、落札者がいない場合については、落札者住所及び落札者氏名について「該当無し」として同様に公開します。

- (1) 期 間 開札日以降、7日間
(2) 場 所 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル7階
独立行政法人都市再生機構中部支社 受付前掲示板
(3) 時 間 午前10時から午後5時まで

14 契約の締結等

- (1) 契約の締結
- ① 落札者との契約の締結は、令和5年12月1日（金）を予定しています。期限までに契約を締結されない場合は、落札者としての一切の権利を辞退したものとし、上記12(6)に基づき落札者となった者と契約を締結します。
 - ② 契約書は、別紙2のとおり
 - ③ 本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、賃借人の負担とします。

15 賃貸料の支払方法等

- (1) 落札賃貸料に必要な消費税相当額及び地方消費税相当額を加えた額を1か月分の賃貸料として支払ってまいります。
- (2) 賃貸料については、当年度の賃貸料を6月末日までに、一括して支払うこととします。なお、令和5年度については令和6年1月末日までに4か月分の賃貸料を支払うこととします。

16 シェアサイクルポート設置場所の引渡し等

令和5年12月1日（金）

- (1) 賃借人への設置場所の引渡しは現状有姿にて行います。なお、詳細な設置場所については、落札後に機構立会いの下、決定します。

- (2) 設置にあたり、別紙 1 に定める貸与面積に誤差が生じることがあります。その場合において賃貸料の変更はありません。
- (3) なお、シェアサイクルポートの設置は、原則として令和 5 年 12 月 31 日（日）までに完了すること。

17 その他留意事項

- (1) 機構がシェアサイクルの利用状況について、報告を求めた際は、これに応じること。
- (2) 契約期間中に貸与面積に変更があった場合は、別紙 1 に定める賃貸料に占める割合により、増設する設置場所に係る賃貸料を算出し、貸与面積の変動に応じて、増設する設置場所に係る賃貸料を増減させることで賃貸料を変更します。

以 上

募集対象物件一覧

No.	団地	住所	設置場所	貸与面積	想定設置台数	賃貸料に占める割合
1	日比野	愛知県名古屋市熱田区中出町2丁目22番地	2号棟前	6.12 m ²	5台	8%
2	白鳥パークハイツ神宮西	愛知県名古屋市熱田区旗屋二丁目21番25号	駐車場横	6.12 m ²	5台	9%
3	アーバンラフレ鶴舞公園	愛知県名古屋市中区千代田三丁目32番8号	1号棟エントランス前	5.10 m ²	4台	14%
4	豊成	愛知県名古屋市中川区豊成町1番	1号棟前	6.12 m ²	5台	5%
5	中丸	愛知県名古屋市北区中丸町1丁目1番地	1号棟スロープ前	7.85 m ²	7台	8%
6	尾上	愛知県名古屋市北区尾上町1番地の2	4号棟歯科医院前	7.85 m ²	7台	8%
7	アーバンラフレ志賀	愛知県名古屋市北区鳩岡町1丁目1番地	11号棟前	7.85 m ²	7台	8%
8	アーバニア志賀公園	愛知県名古屋市北区金城町三丁目1番	12号棟スロープ前	7.85 m ²	7台	8%
9	アーバンラフレ鳩岡	愛知県名古屋市北区鳩岡町1丁目7番地の1	5号棟駐車場前	7.85 m ²	7台	7%
10	アーバンラフレ虹ヶ丘南	愛知県名古屋市名東区植園町2丁目1番地	4号棟前階段下	7.14 m ²	6台	7%
11	アーバンラフレ虹ヶ丘西	愛知県名古屋市名東区にじが丘2丁目7番地	管理サービス事務所横	3.77 m ²	3台	4%

12	アーバンラフレ虹ヶ丘中	愛知県名古屋市名東区代万町3丁目11番地	集会所前広場	6.12 m ²	5台	7%
13	アーバンラフレ虹ヶ丘東	愛知県名古屋市名東区神丘町2丁目21番地の2	1号棟エントランス前	5.81 m ²	5台	7%

※「想定設置台数」については、貸与面積から想定した台数となります。実際に設置する際、ラックの形状等により設置台数が増減する可能性があります。

シェアサイクルポートの設置場所に係る賃貸借契約書

貸主 独立行政法人都市再生機構を甲とし、借主 _____ を乙として、甲乙間に次のとおりシェアサイクルポート設置に係る賃貸借に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次に表示する甲所有のシェアサイクルポート設置場所（以下「設置場所」という。）をこの契約書に記載されている条件で乙に賃貸する。

・設置場所の表示 別紙1「設置場所等一覧」のとおり。

2 乙は、一定のエリア内に複数配置された自転車の貸出・返却拠点であるシェアサイクルポートにおいて、自転車を自由に貸出・返却できる交通手段を提供する目的で、別紙2「シェアサイクル事業の運営に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）に則した自転車ラックを有するシェアサイクルポート（以下「本件ポート」という。）を設置し運営するものとし、その他の目的に使用してはならない。

（設置場所使用開始可能日）

第2条 乙の設置場所使用開始可能日（以下「使用開始可能日」という。）は、令和5年12月1日とする。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、令和5年12月1日から令和10年11月30日までとする。

（賃貸料）

第4条 設置場所の賃貸料は、月額金 _____ 円（消費税相当額及び地方消費税相当額金 _____ 円を含む。）とする。

2 消費税法又は地方税法の改正等に伴い消費税及び地方消費税相当額に変動が生じたときは、第1項に定める賃貸料について、当該変動額が加減されるものとする。

（賃貸料等の変更）

第5条 甲は、次の各号の一に該当するときは、第4条に定める賃貸料を変更することができるものとする。

- 一 物価その他経済事情の変動に伴い必要があると甲が認めたとき。
- 二 近傍類地の賃貸料との均衡上必要があると甲が認めたとき。
- 三 設置場所の所在する団地（以下「団地」という。）に改良を施したとき。
- 四 設置場所の貸与面積を変更したとき。

2 甲は、前項第4号により、賃貸料を変更する場合は、別紙1に定める賃貸料に占める割合により、増設する設置場所に係る賃貸料を算出し、貸与面積の変動に応じて、増設する設置場所に係る賃貸料を増減させることで賃貸料を変更するものとする。

(利用状況の報告等)

第6条 乙は、本契約に係るシェアサイクルの利用状況について、甲が報告を求めるときは、これに応じなければならない。

(賃貸料の支払義務)

第7条 乙の賃貸料の支払義務は、第2条に規定する使用開始可能日から発生するものとする。

2 本契約解除の日の属する月における乙の賃借期間が1月に満たないときの賃貸料は、1月を30日として日割計算した額とし、その日割計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(賃貸料等の支払期日)

第8条 乙は、当年度の賃貸料を毎年6月末日までに、甲の定める方法により、一括して甲へ支払うものとする。ただし、令和5年度の賃貸料は令和6年1月末日までに一括して甲へ支払うものとする。

(遅延利息)

第9条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、賃貸料支払の全部又は一部を遅延したときは、その支払を遅延した額について、その遅延した期日の日数に応じ、年(365日当たり)14.56パーセントの割合により算定した額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

(善良な管理者の注意事項等)

第10条 乙は、仕様書に従って、善良な管理者の注意をもって設置場所を使用するとともに、乙の設置する本件ポートを適切に維持管理しなければならない。

2 乙は、シェアサイクル事業の実施に伴い発生した団地内における事故やトラブル等に対し、責任をもって対処しなければならない。

3 乙は、乙が故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

4 乙は、自転車再配置やバッテリー交換等のために団地内に立ち入る場合は、仕様書に定める内容を遵守するものとする。

(シェアサイクル事業の責任者の選任)

第11条 乙は本契約の締結後、速やかに本契約に係るシェアサイクル事業の責任者を定めなければならない。

(甲に対する通知)

第12条 乙は、次の各号に該当するときは、直ちに、その旨を別紙3により甲に通知しなければならない。

- 一 シェアサイクル事業の責任者を定めたとき、又は変更したとき。
- 二 乙が本件ポートの設置を完了したとき。
- 三 乙が第19条第2項に規定する撤去により原状回復を完了したとき。
- 四 乙が住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- 五 乙に対して再生手続開始の申立て(自己申立てを含む。)、破産の申立て(自己申立てを

含む。)又は更生手続開始の申立て(自己申立てを含む。)等があったとき。

六 設置場所その他甲所有の財産を毀損したとき又は甲若しくは第三者に損害を与えたとき。
(甲の承諾を必要とする事項)

第13条 乙は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、その旨を別紙4により甲に申請し、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

- 一 乙が本件ポートの全部又は一部の設備の更新、改良、増設などの現状の変更を行うとき。
- 二 設置場所の原状を変更しようとするとき。
- 三 本件ポートの運営・管理の一部を第三者に委託しようとするとき。

(保険)

第14条 乙は、自己の負担において、本件ポートに関し、施設賠償責任保険を付保しなければならない。

(転貸・委託等の禁止)

第15条 乙は、設置場所の全部若しくは一部を転貸し、又は設置場所の賃借権を譲渡する等、第三者に使用又は占有させてはならない。

- 2 乙は、その名目いかんを問わず、前項において禁止する行為に類する行為をしてはならない。
- 3 乙は、本件ポートの運営・管理の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(甲の行う管理業務等への協力)

第16条 団地の保全工事その他の管理上必要があると甲が認め、乙に本件ポートの一時的な移設等について協力を要請したときは、乙は、乙の費用負担によりこれに全面的に協力するものとする。

- 2 甲は、本契約の期間中に団地内の環境整備等により止むを得ず本件ポートを移設する必要がある場合、移設先を乙に提示することにより、設置場所の変更を申し入れることができるものとし、乙は、これに応じるものとする。この場合において、甲は、本件ポートの移設に要する工事費用を負担する。

(反社会的勢力の排除)

第17条 乙は、自己又はその役員等(乙が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。
- 二 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- 三 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

四 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていること。

五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 乙は、次の行為を行わないことを確約する。

一 自ら又は第三者を利用して、甲に対して、暴力的な又は法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、偽計若しくは威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

二 設置場所の全部又は一部を暴力団の事務所その他の活動の拠点の用に供すること。

三 設置場所のある団地内において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、若しくは威勢を示すことにより、団地の居住者及び団地の施設の賃借人に不安を覚えさせること又は反復継続して前項各号に該当する者を出入りさせること。

(違約金)

第 18 条 乙は、本契約の期間中、乙について次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたとき甲が認めるときは、賃貸料の 24 か月分を違約金として、甲の定める方法により甲に支払うものとする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。なお、違約金は、賠償額の予定を意味しない。

一 第 12 条に規定する通知書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により設置場所を賃借したとき。

二 前条の規定に違反したとき。

三 次条第 1 項の規定により甲から本契約を解除されたとき。

(甲の契約解除権等)

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないで本契約を解除することができる。

一 設置場所の賃借に係る申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により設置場所を賃借したとき。

二 賃貸料の支払を遅延することにより、その支払能力がないと甲が認め、かつ、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害するものであるとき。

三 第 12 条および第 13 条各号に規定する甲に対する通知・申請を怠り、甲が是正を求めても速やかに改善されないとき。

四 設置場所その他の甲所有の財産を故意又は重大な過失により毀損等したとき。

五 第 10 条から第 17 条までの規定に違反したとき。

六 共同生活の秩序を乱す行為があったとき。

七 営業の全部を廃止するに至ったとき。

八 乙又は乙の役員等が、第 17 条第 1 項各号に該当することが判明したとき。

九 乙又は乙の役員等が、第 17 条第 2 項各号に掲げる行為を行ったとき。

十 その他本契約に違反したとき。

(原状回復義務)

第 20 条 乙は、乙の故意又は過失により設置場所その他の甲所有の財産を毀損等したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。

2 乙は、本契約の期間が満了し、又は本契約が解除された場合において、乙が設置場所を甲に返還するときは、契約期間満了日又は契約解除日までに、第 19 条の規定により甲が本契約を解除したときは直ちに、本件ポートを撤去し、設置場所を原状に回復しなければならない。

3 前 2 項に規定する原状回復に伴う費用は乙が負担する。

4 第 1 項又は第 2 項に規定する原状回復が完了したときは、乙は速やかに甲の確認を得るものとする。

5 契約期間満了日又は契約解除日から起算して 30 日を経過しても原状回復がなされていない場合、乙は本件ポート等の所有権を放棄したものとみなし、甲は本件ポート等を処分することができる。なお、その費用は乙の負担とする。

(損害賠償等)

第 21 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 第 19 条各号の規定に基づき甲が本契約を解除した場合において、甲に損害が生じた場合は、乙は、その損害を賠償するものとする。

3 乙は、第 19 条の規定により本契約を解除された場合において、本契約の解除の日又は甲が指定する期日（以下「返還すべき期日」という。）までに甲に設置場所を返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から設置場所を返還した日までの期間の日数に応じ賃貸料の 1.5 倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

(費用の請求権の放棄)

第 22 条 乙は、本契約が期間満了により終了した場合、又は本契約が解除された場合において、本件ポートを撤去し設置場所を返還するときは、本件ポートを設置するために投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、これを一切甲に請求しないものとする。

(設置場所に関する調査)

第 23 条 乙は、甲が団地の管理上、本件ポートの設置場所に関して調査を求めたときは、これに協力しなければならない。

(個人情報の取扱いについて)

第 24 条 甲及び乙は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等を踏まえ、取得した個人情報を安全かつ適切に取り扱わなければならない。

(甲の免責)

第 25 条 乙がシェアサイクルポートの設置・運営により被った被害（盗難等の損害のほか、天災地変等の不可抗力による損害を含む。）については、甲は、一切その責めを負わないものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により損害が生じた場合は、この限りでない。

(管轄裁判所)

第 26 条 本契約に関して甲乙間に権利義務の争いがあるときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 27 条 本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

甲 愛知県名古屋市中区錦三丁目 5 番 27 号
独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 郡司 直人

乙

別紙 1 設置場所等一覧 ※募集要領別紙 1 を参照

別紙 2 シェアサイクル事業の運営に係る仕様書 ※募集要領別紙 3 を参照

別紙 3 シェアサイクルポートに関する通知書 ※省略

別紙 4 シェアサイクルポートに関する承諾申請書 ※省略

シェアサイクル事業の運営に係る仕様書

1 設置場所等

「設置場所等一覧」のとおり

設置場所に設置可能なものは、原則として、自転車、自転車ラック及び看板のみとする。

2 利用方法

(1) 原則いつでも、どのポートでも自転車の貸出し返却が可能となるシステムとすること。(原則 24 時間 365 日利用可能)

運用状況、その他を勘案し独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という）が一時的に利用の停止を求める場合があります。

(2) 団地居住者、団地外部からの来訪者、外国人など誰もが使いやすいシステムとし、利用方法が簡易で分かりやすいものとする。

(3) 利用者の個人認証を行い、登録後には速やかに利用できるシステムとすること。

3 自転車の仕様

(1) 制御装置（ブレーキ）や警音器（ベル）を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した車両を使用すること。

(2) 幅広い世代で利用可能なものとし、安全性、操作性、耐久性の高いものとする。

(3) 自転車には、利用方法、事業運営者の連絡先などを表示し、利用者が機構をはじめとする団地管理者等に問い合わせることがないよう工夫すること。

4 対象ポートの仕様

(1) 対象ポートに区画線を引くなど、他の区画と明確に区分し、原則として自転車ラックを設置すること。ただし、機構との協議において、自転車ラック設置が認められない場合は、この限りではない。

(2) 放置自転車を誘発しないため、原則自転車ラック以外に自転車を返却できないシステムとすること。自転車ラック以外にも自転車返却が可能とする場合は、団地居住者の通行の妨げにならないこと、かつ団地の景観を損なわないよう十分に配慮すること。

(3) 電気を使用する場合は、事業運営者において機構及び電力会社と協議を実施し、必要な措置を講じること。また、その費用の全てについて、事業運営者が負担すること。

(4) 自転車ラックを設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、転倒防止措置を講じること。

(5) 対象ポートには、利用方法、事業運営者の連絡先などを表示し、利用者が機構をはじめとする団地管理者等に問い合わせることがないよう工夫すること。

(6) 対象ポートの設置は、大規模な掘削等を必要とせず、簡易に設置できるものとする。

(7) 対象ポートに看板を設置する場合は、自重で自立する置型看板とし、アンカーによる固定や掘削等が必要ないものとする。また、設置にあたっては、転倒防止措置を講じること。

(8) 本契約終了後、設置した対象ポートを撤去し、原状回復を行えるものとする。なお原状回復を完了した際には、書面にてその旨を機構に通知し、機構の確認を受けなければならない。

5 基本運営

(1) 問合せ対応

対象ポート利用者からの問合せに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、営業時間外についても、事故等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。

(2) 事故・トラブル対応

対象ポート利用者の事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。対象ポート設置・運営に伴う事故については、事業運営者の責任により対応すること。(ただし、機構の責に帰する事由による場合を除く。)

特に重大事故・トラブル等については迅速に機構へ第一報を報告するとともに、問題解決に向け真摯に対応し、必要に応じ対応方針について機構に報告すること。

(3) 自転車の維持管理

自転車のメンテナンスについて、自転車安全整備士、自転車技士など技術力のある者が定期的に行い、利用者が常に安全に利用できるようにすること。

(4) 対象ポートの整理・整頓・清掃

団地景観が損なわれないよう週1回以上は巡回等により現地を確認し、自転車の整理・整頓を行うとともに、対象ポートの清掃を週1回以上実施すること。

対象ポートに関係ない自転車が駐輪されないよう対策するとともに、駐輪されていた場合は適切に対応すること。

(5) 対象ポートの運営管理

長期間ポートに自転車がいない状態や、対象ポート周辺に返却自転車が溢れる又は、対象ポートが満車で返却できない状態を防止する対策を講じること。

自転車の集中等により再配置が困難な場合は機構と協議の上対応すること。

(6) 作業時間

(3)～(5)等の作業時間は、団地居住者に配慮し、緊急時の対応等を除き、原則午後9時から午前8時までは行わないこととし、作業にあたっては身分証明書を所持させるものとする。

ただし、機構の承諾を得た場合で、事業運営者は作業時間を変更できるものとする。

(7) 保険、補償対応

保険加入を必須とし、対象ポート等を含むシェアサイクル事業における事故による怪我、破損に係る補償・損害賠償の補償をすること。

利用者のケガの補償や損害賠償事故(対人・対物)補償をすること。

(8) 盗難、災害予防対応

自転車に防犯登録を行い、盗難や、台風などの災害における事故防止策を適切に実施すること。

利用者等により放置、移動等が行われ、名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例の規定により、自転車が移動・保管された場合の費用は、事業運営者の負担とする。

なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、事業運営者が責任を持って対応処理すること。

(9) 機構事業への協力

機構の団地管理上必要な工事(保全工事)が発生した際の対象ポートの移設に協力すること。

(10) 情報提供

機構から情報提供（但し、個人情報を除く）の求め（使用状況、年齢・性別、その他）があった際には、法令及び契約上可能な範囲内で応じること。

なお、使用用途については原則機構内に限定することとするが、範囲を超える場合は協議の上、決定することとする。

(11) 利用ルールの周知とマナー啓発活動

利用ルールの周知及びマナー啓発を積極的に実施すること。なお、実施にあつては機構と協議の上、実施すること。

また、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）において、「すべての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されている（令和 5 年 4 月 1 日改正道路交通法）」ことを、利用者に周知することに努めるものとする。

(12) 事業運営

事業の運営にあつては、組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置し、継続的な事業体制を構築すること。

(13) 個人情報・その他法令

利用者の個人情報は、関係諸法令等の規定を遵守し、適正に管理するとともに法令順守を徹底すること。

(14) 仕様書の運用

仕様書の内容について変更の必要がある場合は、機構と協議の上、変更すること。

以上

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構

令和5年度UR賃貸住宅団地内での
シェアサイクル事業運営者の募集

様式集

令和5年9月

独立行政法人都市再生機構 中部支社

住宅経営部 収納管財課

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 郡司 直人 殿

質問者 所在地
氏 名
連絡先 TEL

質 問 書

次の令和5年度UR賃貸住宅団地内でのシェアサイクル事業運営者の募集に関する内容について、次のとおり質問します。

公募名称	令和5年度UR賃貸住宅団地内での シェアサイクル事業運営者の募集
項番	質 問 事 項

(注) 1 質問事項が 1 枚で書ききれない場合は、必要枚数を複写して利用してください。

令和 年 月 日

申 込 書

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 郡司 直人 殿

(申込者) 住所

氏名 _____ 実印

私は令和5年度UR賃貸住宅団地内でのシェアサイクル事業運営者の募集要領に記載されている内容を承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

申 込 者	名称 (個人は記入不要です)	
	代表者 (個人は氏名を記入してください)	
	住所	
	担当部課・担当者 (個人は記入不要です)	
	電話番号	
	直近決算期 (個人は記入不要です)	年 月
	使用用途	シェアサイクルポートを設置するため

委任状

代理人 住所

氏名

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和5年度UR賃貸住宅団地内でのシェアサイクル事業運営者の募集に係る申し込み及び入札に関する一切の件。

以上

令和 年 月 日

委任者 住所
商号又は名称
氏名

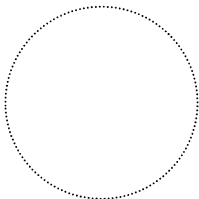
実印

(電話番号) — —

- (注)
- 1 委任者の印鑑は、印鑑証明書の印を押印してください。
 - 2 代理人が使用する印を右上の欄内に押印しておいてください。
 - 3 代理人の住所は住民登録がされている住所を記載してください。

使用印鑑届

使用
印

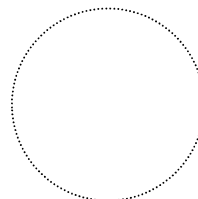


「令和5年度UR賃貸住宅団地内でのシェアサイクル事業運営者の募集」に関し、
左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構中部支社に提出する書類に使用
したいのでお届けします。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 郡司 直人 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者



実
印

委任状

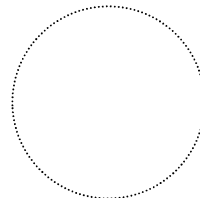
私は、「令和5年度UR賃貸住宅団地内でのシェアサイクル事業運営者の募集」に関し、次
の者を代理人と定め、本件募集に係る申込み、入札、落札した場合の契約締結等、一切の権
限を委任します。

なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いことを誓
約します。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 郡司 直人 殿

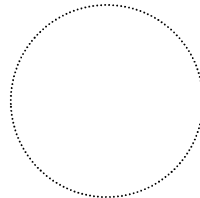
委任者 住 所
商号又は名称
代 表 者



実
印

上記委任の件承諾しました。

受任者



使
用
印

復代理人委任状

代理人 住 所

氏 名

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和5年度UR賃貸住宅団地内でのシェアサイクル事業運営者の募集に係る申込み、入札に関する一切の権限

以 上

令和 年 月 日

委任者 住 所

氏 名

印

(電話番号) — —

- (注)
- 1 委任者の印鑑は、様式 3-2 の使用印を押印してください。
 - 2 代理人が使用する印（シャチハタ印を除きます。）を右上の欄内に押印しておいてください。
 - 3 代理人の住所は、住民票上の住所を記載してください。

参考：様式3 委任状等に関する補記

1 各委任状等の使用用途

様式3-1「委任状」

本件募集及び落札された場合の一切の手続きは、会社の代表権者名及び実印で行うが、申込書類の持参及び入札については、代表権のない者が行う場合にご使用ください。

様式3-2「使用印鑑届及び委任状」

たとえば、本社が東京にあり、中部支店長名で本件募集及び落札された場合の一切の手続き（申込み、入札及び落札した場合の契約締結等）を行おうとする場合、この様式の上段及び下段に記名・押印してください。（上段及び下段の実印欄に実印を、上段及び下段の使用印欄に使用する印鑑を押印してください。）

様式3-3「復代理委任状」

様式3-2により、中部支店長に委任された後、実際に申込書類を持参される方及び入札される方が、中部支店長本人ではなく、中部支店長から委任された方となる場合、この様式により、その者に委任してください。

2 その他

代表権者名で一切の手続きを行うが、書類に使用する印鑑について、実印ではない別の印鑑を使用しようとする場合は、様式3-2の上段に記名押印してください。

様式4別添

参考：入札書提出用封筒記載例

(表)

入札書提出用

入 札 書 在 中

件名：令和5年度UR賃貸住宅団地内でのシェアサイクル事業運営者の募集

独立行政法人都市再生機構中部支社

開札年月日	令和5年 月 日
-------	----------

(注意)
この封筒には入札書のみを入れて必ず封をして割印してください。

(裏)

住所

氏名

上記代理人

住所

氏名

委任している場合は、代理人の印

入札辞退届

独立行政法人都市再生機構支社長
支社長 郡司 直人 殿

住 所
会社名
代表者名 実印

下記の物件の入札については、参加を辞退いたしますので、これを届け出ます。

記

件名	令和5年度UR賃貸住宅団地内でのシェアサイクル事業運営者の募集
----	---------------------------------

入札日	令和 年 月 日
-----	----------

以 上